

平成 26 年 3 月 28 日
消 防 庁

「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」の公表

消防庁では、平成 25 年 4 月より「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」を開催し、火災危険性を有するおそれのある物質や火災予防又は消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質について調査検討を行ってきたところです。

この度、本検討会の報告書が取りまとめられましたので、公表します。
※本検討会は平成 13 年度以降毎年検討を行っているものです。

【報告書概要】

事故の情報、文献等から火災危険性を有するおそれのある物質を抽出し、当該物質に対して危険物確認試験を行い、消防法上の危険物として追加することについて検討しました。

また、平成 25 年度に毒物・劇物に新たに指定された物質に対して、火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質（消防活動阻害物質）として指定することについて検討しました。

調査、検討の結果、今年度は次の結論が得られました。

- 1 消防法上の危険物に新たに追加すべき物質はありませんでした。
- 2 消防活動阻害物質に新たに指定すべき物質はありませんでした。

【別添資料】

「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」の概要

※[報告書](http://www.fdma.go.jp/)全文については、消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）に掲載します。



<連絡先>

消防庁 危険物保安室

担当：三浦、鈴木、熊澤

TEL：03-5253-7524

FAX：03-5253-7534

火災危険性を有するおそれのある物質等に関する 調査検討報告書の概要

1 目的

「火災危険性を有するおそれのある物質」及び「消防活動阻害物質」を早期に把握し、それらの危険性を検証することにより、消防法の危険物又は消防活動阻害物質としての追加を行うことが妥当であるかどうかについて検討を行う。

○ 火災危険性を有するおそれのある物質

以下のいずれかに該当する物質

- ① 現在消防法上の危険物に該当しない物質で、火災危険性を有すると考えられる物質
- ② 既に危険物に該当するものの、他の類に属する性状を示すおそれのある物質

○ 消防活動阻害物質

火災予防又は消火活動上支障を生ずる物質で、消防法第9条の3に規定する物質をいう。

(例：圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の火災危険の大きいガス、シアン化ナトリウム、フッ化水素、アンモニア等の毒物・劇物等)

2 検討会委員名簿(五十音順)

委 員	役 職
朝 倉 浩 一	慶應義塾大学 理工学部 教授
新 井 充	東京大学 環境安全研究センター センター長 教授
岩 田 雄 策	消防研究センター 危険性物質研究室長
芝 田 育 也	大阪大学 環境安全研究管理センター 教授
田 村 昌 三	東京大学 名誉教授 (座長)
鶴 田 俊	秋田県立大学 システム科学技術学部 機械知能システム学科 教授
三 宅 淳 巳	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授
八 木 伊 知 郎	一般社団法人日本化学工業協会 環境安全部 部長

3 検討会開催状況

【第1回検討会】 平成25年4月19日開催

- ・ 火災危険性を有するおそれのある物質及び消防活動阻害物質の調査方法の決定

【第2回検討会】 平成25年8月22日開催

- ・ 火災危険性を有するおそれのある物質及び消防活動阻害物質に係る候補物質の決定

【第3回検討会】 平成26年3月4日開催

- ・ 検討報告書(案)の決定

4 検討報告書の結論の概要

火災危険性を有するおそれのある物質

○調査物質

国内外の8つの事件事例のデータベース、化学物質や危険物輸送に関する文献等から火災危険性を有するおそれのある物質15物質を抽出し、入手可能な物質のうち事故の原因と予想される物質、用途・流通量の多い物質といった優先順位の高い4物質について、詳細な調査・分析を行った。

物質名	抽出の理由	性状	試験の類別	試験結果
・四硫化ナトリウム	雨の影響で吸湿し、発火したと思われる事故が発生した。	固体	3類	危険性なし
・2-(ジエチルアミノ)エチルプロミド臭化水素酸塩	最近流通が見られるようになった物質で、引火点が低いと考えられる。	粉粒状	2類	危険性なし
・シアノシクロプロパン	平成21年度に自己反応性物質である可能性があるとされた。	液体	5類	危険性なし
・過塩素酸鉛水溶液	化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)で火災危険性を有する危険物として取り扱われている。	液体	6類	危険性なし

○調査検討結果

今回の調査において、火災危険性を有するおそれのある物質が該当する可能性がある危険物の類別に応じた確認試験を行ったところ、いずれも政令で定める性状を示すものではなく、危険性なしの判定結果が得られた。したがって、消防法上の危険物へ新たに追加すべき物質はなかった。

消防活動阻害物質

○調査物質

毒物及び劇物指定令の一部改正(平成25年6月28日及び平成25年7月15日に施行)により、毒物・劇物に新たに指定された4物質が新たな消防活動阻害物質の候補となった。

○調査検討結果

毒物・劇物に新たに指定された4物質は、全て引火性を有する危険物に該当するため、消防活動阻害物質に新たに指定すべき物質はなかった。